新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県ものづくり産業強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。（１）「中小企業者」とは、県内に生産拠点を有する者であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第２条第１項に規定する中小企業者である者をいう。（２）「中小企業者等」とは、前号に定める中小企業者の他に、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含むものとする。（３）「事業者」とは、第１号に定める中小企業者の他に、県内に生産拠点を有する者であって、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に掲げる会社を含むものとする。（４）「研究会発事業化プラン」とは、今後の成長が期待される分野での事業化を短期間で実現するとともに、成長産業をけん引する企業の実現を図るため、高知県成長分野育成支援研究会で研究会発事業として認定された事業化プランをいう。（５）「成長支援プラン」とは、高知県成長分野育成支援研究会で「研究会発事業」として事業プランが認められた中小企業者等のうち、成長分野育成支援研究会発事業化プラン認定審査会でトップランナー事業として認定された成長支援プランをいう。（６）「製造業」とは、日本標準産業分類の大分類に規定する製造業をいう。（補助の目的）第３条　県は、県内企業の事業活動における事業化プランづくりから試作機開発、販路開拓、設備投資などの各段階において必要となる費用の一部を助成することにより、企業のものづくりに対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。（補助事業者、補助事業、補助要件、補助対象経費及び補助率等）第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助要件、補助対象経費及び補助率等については、別表第１に定めるとおりとする。２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（補助金の交付の申請）第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。（補助金の交付の決定）第６条　知事は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第９条第４項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。２　知事は、前条第２項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。３　知事は、第１項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。（補助の条件）第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。（３）補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。　（補助金の交付の申請の取下げ）第８条　補助事業者は、第６条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。（補助事業の変更等）第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第３号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。（１）交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。（２）補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の20パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で20パーセントを上回る変更をしようとするとき。（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。ア　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合イ　補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合２　別表第１で定める事業体において、複数の者が補助金の交付を受ける場合は、交付を受ける者ごとに前項第１号の規定を適用するものとする。３　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第３号様式の２による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。４　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとする場合は、あらかじめ別記３号様式の３による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。５　知事は、第１項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき、又は第３項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第４号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。６　知事は、第１項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。（状況報告）第10条　複数年度にまたがる事業を行う者は、当該年度の３月末の状況を翌年度の４月10日までに別記第５号様式による遂行状況報告書により知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、事業実施期間を延長するとき（補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合は、第13条を適用）、又は知事から要求があったときは、速やかに別記第５号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。（補助金の概算払）第11条　別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）及び９設備投資促進事業（特別型）については、補助金の概算払をすることができる。２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第６号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。３　前項の規定により概算払を受けることができる金額は、取得等を完了し支払いを行った補助事業に係る補助対象経費に対する補助金額の70パーセントを上限とする。４　知事は、別記第６号様式による概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。（実績報告等）第12条　補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日までに、別記第７号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。３　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第８号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。（繰越承認申請）第13条　補助事業者は、補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合にあっては、別記第９号様式による繰越承認申請書を当該年度の12月15日（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度の12月15日）までに知事に提出しなければならない。２　知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、別記第10号様式による繰越承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。（補助金の額の確定）第14条　知事は、第12条第１項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第４項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第11号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。（補助金の支払）第15条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。（財産の管理等）第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。）については、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。（財産の処分の制限）第17条　補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第13号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。２　知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。（補助金の交付の決定の取消し）第18条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第２のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（１）法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合（２）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合（３）補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合（４）研究会発事業化プラン又は成長支援プランの認定が取り消された場合（５）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合（補助金の返還）第19条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。（成果の取りまとめ）第20条　知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、別記第14号様式による実施状況報告書の提出を求めることができる。２　知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。３　知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。（収益納付）第21条　知事は、前条第１項の実施状況報告書により、補助事業者が補助事業（別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）及び９設備投資促進事業（特別型）を除く。）の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。（補助事業の経理等）第22条　補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。２　補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後５年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。（情報の開示）第23条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。（グリーン購入）第24条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（委任）第25条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。附則　１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。２　この要綱は、「高知県ものづくり地産地消・外商推進事業費補助金」、「高知県研究会発事業化支援事業費補助金」及び「高知県設備投資促進事業費補助金」を統合した補助金について定める。　　統合前の補助金で、平成27年３月31日までに交付決定され、平成27年４月１日以降にわたって実施期間を定めているものについては、本要綱で補助金名称を読み替えることとする。３　この要綱は、平成31年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第３項及び第16条から第23条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。４　前項本文の規定にかかわらず、別表第１に定める補助事業２新商品・新役務開発事業、６販路開拓・人材育成事業、及び７生産設備等導入事業については平成29年５月31日限りその効力を失う。ただし、当該事業に係る第５条の規定に基づく申請は、平成28年３月31日までに行うものとする。附則この要綱は、平成28年４月１日から施行する。別表第１（第４条関係、第11条関係）【Ⅰ　プラン策定・事前調査段階及びⅡ　試作開発･商品開発段階抜粋】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 補助対象事業（事業区分） | 補助事業者 | 補助要件 | 経費区分 | 種別(費目） | 補助対象経費の内訳 | 補助率及び補助限度額 |
| Ⅰ　プラン策定・事前調査段階 | **１　試作開発準備事業 製品（機械又は設備）の構想段階から基本設計までの取組を行う事業** | 県内に本社又は主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。） | ・県内の事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼としての経費 | 【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：100万円 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 調査検討費 | 企画段階から試作開発段階に進むか否かを判断するために必要な次に掲げる経費【原材料費及び消耗品費】原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費【装置･工具器具類購入費】機械装置その他備品の製作、購入又は改造に要する経費【調査事務費】会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） |
| 委託費 | 企画段階から試作開発の段階に進むか否かを判断するために必要な委託調査に要する経費 |
| Ⅱ　試作開発･商品開発段階 | **２　新商品･新役務開発事業(1)新商品・新役務の開発研究に　 関する事業ア 新商品及び新役務の商品化の　 ための開発設計事業イ 新商品の商品化のための設備　 の運転研究事業(2)新商品の事業化に関する事業ア 新商品のための試作及び改良イ 商品化された新商品のデザイ　 ン等の改善事業ウ 商品化された新商品及び新役　 務の求評事業(3)研究会発事業化プランの実施　 に必要な経営及び技術に関す****る研修等であって、構成員及****びその後継者並びに従業員等****を対象とするもの(4)(1)から(3)のほか、研究会発　 事業化プランの実施に必要な　 新商品及び新役務の開発事業　 として知事が適当であると認　 めた事業** | 事業化プランが認められた中小企業者等又はこれらの者が複数で連携する事業体 |  | 事業費 | 謝金 | 委員謝金、専門家謝金及び実習企業謝金 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：400万円（６とあわせて）【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：300万円（６とあわせて） |
| 旅費 | 委員旅費、専門家旅費、職員旅費及び研修旅費 |
| 研究開発事業費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の権利取得に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 |
| 庁費 | 会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料及び受講料 |
| 委託費 | 研究会発事業費及び人材育成事業費の一部を委託する経費(注１)上限は、原則補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注２)委託契約を締結することを必要とする。 |
| **３　試作開発事業 新たな製品（機械又は設備）の開発に取り組む事業** | 県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は経営資源を有効に組み合わせ、連携して事業を実施する複数の個別事業者（「事業体」という。）をいう。 | ・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 機械設備費 | 機械装置費 | 機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円 |
| 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(注)補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。 |
| 労務費 | 直接人件費 | 試作開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費(注)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 |
| 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 原材料費 | 原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 |
| 外注加工費 | 原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 |
| その他調査事務費 | 会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円 |
| 特許等取得費 | 特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等）(注１) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。(注２) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。 |
| 委託費(開発)委託費(性能評価) | 支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)上限は、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３)委託契約を締結することを必要とする。支援機関に性能評価を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)委託契約を締結することを必要とする。 |

|  |
| --- |
|  |
| 　 | 補助対象事業（事業区分） | 補助事業者 | 補助要件 | 経費区分 | 種別(費目） | 補助対象経費の内訳 | 補助率及び補助限度額 |
| Ⅱ　試作開発･商品開発段階 | **４　製品改良事業（国内向け）自社製品（機械又は設備）を商品化するための改良に取り組む事業** | 県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は経営資源を有効に組み合わせ、連携して事業を実施する複数の個別事業者（「事業体」という。）をいう。 | ・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 機器設備費 | 機械装置費 | 機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円※１事業につき、補助限度額に達するまで何度でも申請することができる。 |
| 労務費 | 直接人件費 | 製品改良に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費(注)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 |
| 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 原材料費 | 原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 |
| 外注加工費 | 原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 |
| **５　製品改良事業（海外向け）自社製品（機械又は設備）を海外に向けて商品化するための改良に取り組む事業** | ﾃｽﾄ用機械装置製造費 | 完成した試作機（以下「試験機」という。）の実証テストや、複数個所で磨き上げを行うための試験機を製造するために必要な材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円※１事業につき、補助限度額に達するまで何度でも申請することができる。 |
| その他調査事務費 | 会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） |
| 特許等取得費 | 特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等）(注１) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。(注２) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。 |
| 委託費(開発)委託費(性能評価) | 支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)上限は、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３)委託契約を締結することを必要とする。支援機関に性能評価を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)委託契約を締結することを必要とする。 |

別表第２（第６条、第７条、第18条関係）１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下｢暴排条例｣という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。４　暴力団員がその事業活動を支配しているとき。５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１号様式（第５条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助金交付申請書　　高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり、関係書類を添えて申請します。記１　事業計画名　（30字程度）２　補助事業に要する経費等（１）補助事業に要する経費 円（税込み）（２）補助対象経費 円（税抜き）（３）補助金交付申請額 円（税抜き）（４）既補助金交付済額　　　　　　　　　　　 　　　 円（税抜き）（該当する場合に記入して下さい）３　補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分　　別紙「補助事業計画書」のとおり４　事業実施期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日５　添付書類（１）補助事業計画書（別紙）（２）会社パンフレット（３）定款又は登記事項証明書（４）直近２期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）（５）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書（６）積算根拠資料（見積書等）（７）委任状（別表第１に定める補助対象事業３、４及び５において事業体で申請する場合のみ）（８）（１）から（７）までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類第１号様式の別紙補助事業計画書**（１）申請者の概要等**　※事業体で申請を行う場合、本ページを複製して、申請者ごとについて記入してください。

|  |
| --- |
| １　申請者の概要 |
|  |

|  |
| --- |
| 企業名： |
| 代表者の役職及び氏名： |
| 住　所：（〒　　　－　　　）生産機能の有無：（有・無）（注）事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかがあるときは、有に○を付けてください。 |
| 補助事業の実施が本社の所在地と異なる場合の実施場所住　所：（〒　　　－　　　） |
| 電話番号： | FAX番号： |
| 担当者の役職、氏名及び電話番号： |
| 担当者のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 資本金（出資金） | 千円 | 設立日 | 年　月　日 |
| 従業員数 | 人（　年　月　日時点） | 従業員数の内訳 | 正社員　　　　　人 |
| パート　　　　　人 |
| （役員　　　　　人） |
| 主たる業種（日本標準産業分類、中分類）： |
| 主要製造品名： |

 |  |
| ２　経営状況表　※直近２期分の実績を記入してください。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成　年度（平成　年　月決算） | 平成　年度（平成　年　月決算） |
| 売上高 | 百万円 | 百万円 |
| 経常利益 | 百万円 | 百万円 |
| 当期利益 | 百万円 | 百万円 |

 |  |
|  |  |  |

**（２）事業区分**　※以下のいずれかに☑をし、該当する項目に○を付してください。

|  |
| --- |
| １　プラン策定・事前調査段階　□　試作開発準備事業　 取組分野：農業・林業・水産業・食品加工・機械金属・防災・その他（　　　　） |
| ２　試作開発・商品開発段階　□　試作開発事業　　　 取組分野：農業・林業・水産業・食品加工・機械金属・防災・その他（　　　　）　□　製品改良事業（国内向け・海外向け）　 |
| ３　設備投資段階　□　設備投資促進事業（標準型・特別型）　　　⇒概算払希望（有（　　　千円）・無）　※概算払を希望する場合は、希望金額を記入してください。　　　⇒高知県民間活力津波避難施設整備促進事業費補助金との併用（新規雇用あり・新規雇用なし） |

**（３）事業計画****（事業計画名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業の概要（150字程度）２　事業の背景及び現場の課題　※今回の取組に至った背景及び現在の課題について記入してください。３　事業の内容及び目的、将来の展望等４　市場の動向　①　市場の現状、市場ニーズ、市場規模等　②　競合他社の状況（機能、価格等の比較）５　販売方針　①　顧客　②　販売体制、販売方法等　③　本事業実施により見込まれる売上高等の推移※試作開発準備事業については、記入の必要はございません。※試作開発事業及び製品改良事業については、当該製品にかかる売上高等の推移を記入してください。※設備投資促進事業については、設備投資により創出される売上高等の推移を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 現在 | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 | 合計 |
|  | (H○.○.○) | (H○.○.○) | (H○.○.○) | (H○.○.○) | (H○.○.○) | 　 |
| 売上高 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 製造原価 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 売上総利益 |  |  |  |  |  |  |  |
| 販管費 |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| 営業利益 |  |  |  |  |  |  |  |

　④　販売予定価格６　実施体制図及び役割分担　※関係者が、どのような役割を担うのかを実施体制図上で簡潔に示してください。また、支援機関等からの技術指導を受ける場合　　も記入してください。７　スケジュール８　知的財産　※特許申請状況や関連特許出願状況があれば記入してください。９　期待される効果※売上高等の増加だけでなく、県内企業への受発注の増加又は従業員の新規雇用、賃上げ若しくは正規化が見込まれる等、県経済への波及効果について記入してください。10　事業体で実施する必要性※事業体で実施する必要性（それぞれが持つ経営資源の強みを記入するとともに、どのように連携していくかを記入してください。単なる受発注の関係では、事業体での申請はできません。） |

（注）１　項目内容が記載されている計画書であれば様式は問いません。　　　２　必要に応じて図表等を用い具体的に記入してください。**（４）経費明細表**＜経費明細総括表＞　　※事業体で申請しない場合、総括表を削除してください。（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者名 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
| ＜代表者＞　　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| ＜連携者１＞　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| ＜連携者２＞　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（注）各補助事業者の経費明細表の合計と一致するように記入してください。＜経費明細表＞※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| （事業者名：　　　　　　　　　　） | 　（単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（A.税込み） |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。**（５）資金調達内訳**※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜事業全体に要する経費調達一覧＞ |  | ＜補助金相当額の手当方法＞ |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |  | 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |  | 自己資金 |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |  | 借　入　金 |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |  | そ　の　他 |  |  |
| その他（税込み） |  |  |  | 合　計　額 |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |  |  |  |  |

（注）補助金の支払は、原則として事業終了後の精算払となりますので、事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。第２号様式（第６条関係）高知県指令　　高　　第　　号平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助金交付決定通知書様　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました上記補助金については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　記補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　　　第３号様式（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業の計画変更承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知のありました補助事業の計画（事業内容・経費明細）を下記のとおり変更したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　変更の理由及び内容※変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。３　変更により見込まれる効果　４　変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額　　別紙（新旧対比表）のとおり第３号様式の別紙（新旧対比表）**（１）補助事業計画変更経費明細**

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細表＞　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。**（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 変更前（交付決定額） | 変更後 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） | （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　経費内訳等必要な資料は別途添えてください。**（２）資金調達内訳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜事業全体に要する経費調達一覧＞ |  | ＜補助金相当額の手当方法＞ |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |  | 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |  | 自己資金 |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |  | 借　入　金 |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |  | そ　の　他 |  |  |
| その他（税込み） |  |  |  | 合　計　額 |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |  |  |  |  |

第３号様式の２（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業中止（廃止）承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　中止（廃止）の理由３　中止の期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日第３号様式の３（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業承継承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記のとおり他に承継させたいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　承継の内容３　承継の理由４　承継者の氏名及び住所５　承継に伴い補助事業の実施体制、内容等で変更する事項６　添付資料　（１）承継に関する当事者の契約書案の写し　（２）承継者の経歴及び状況を示す事業概要書（申請者の概要書及びパンフレット等）　（３）承継者の誓約書（別紙）　（４）承継者の登記事項証明書　（５）承継者の決算関係書類（直近２年分）第３号様式の３の別紙誓　　約　　書　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました平成　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金に係る下記の補助事業の承継に関し、被承継者が高知県に対して有する一切の権利義務を平成　年　月　日付で承継し、当該補助事業を責任を持って続行し、その成果の事業化に努めることを誓約します。記１　事業計画名　　※補金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　承継の内容３　承継の理由４　被承継者の氏名及び住所第４号様式（第９条関係）高知県指令　　高　　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業の計画変更等承認（不承認）通知書　　平成　　年　　月　　日付けで承認申請のありました補助事業の計画変更（中止・廃止）については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第５項の規定により、これを承認（不承認）することとしたので通知します。　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　記既交付決定額（Ａ）　　金　　　　　　　　　　　　　　円変更交付決定額（Ｂ）　　金　　　　　　　　　　　　　　円差額（Ｂ）―（Ａ）　　　金　　　　　　　　　　　　　　円第５号様式（第10条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業遂行状況報告書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の遂行状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助事業の実施状況　※具体的に記述してください。また、補助事業実施期間を延長する場合は、その理由を記述してください。３　経費の支出状況　　別紙のとおり第５号様式及び第６号様式の別紙経費支出明細表

|  |
| --- |
| **＜支払済み経費明細表＞**　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。 |
| **（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 補助金交付決定額 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（Ａ：税込み） |
| 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」欄は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。

|  |
| --- |
| **＜支払予定経費明細表＞**　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。 |
| **（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 補助金交付決定額 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（Ａ：税込み） |
| 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」欄は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。第６号様式（第11条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（設備投資促進事業）に係る概算払請求書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の遂行状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第11条第２項の規定により下記のとおり請求します。記　１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。　２　補助金概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　３　請求金額内容　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　　　今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　　　残　　　　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　４　経費の支出状況　　　別紙のとおり　５　概算払を必要とする理由　　６．添付書類　　（１）契約書又は発注書の写し等　　（２）納品書、土地登記事項証明書又は建物引渡し証明書の写し等　　（３）支払関係証拠書類（請求書及び領収書又は銀行振込納付書等）第７号様式（第12条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業実績報告書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了したので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第12条第１項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。記１　事業計画名　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助金交付決定額等（１）補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（２）概算払受領済額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）（３）補助事業に要した経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税込み）（４）補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（５）補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）３　補助事業実施期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日４　事業の実績報告　　別紙のとおり５　添付書類　（１）第16条に規定する取得財産等管理台帳（第12号様式）（２）委任状（別表第１に定める補助対象事業３、４及び５において事業体で報告する場合のみ）　（３）（１）から（２）に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類第７号様式の別紙**（１）経費支出明細**

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細総括表＞　※事業体で申請しない場合、総括表を削除してください。 | （単位：円） |
| 申請者名 | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金交付決定額（税抜き） | 補助事業に要した経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金の額（税抜き） |
| ＜代表者＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| ＜連携者１＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| ＜連携者２＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）各補助事業者の経費明細表の合計と一致するように記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細表＞　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。**（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金交付決定額（税抜き） | 補助事業に要した経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金の額（税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　経費内訳等必要な資料は別途添えてください。**（２）資金調達内訳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |
| その他（税込み） |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |

第８号様式（第12条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書　　高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第12条第３項の規定により、下記のとおり報告します。記１　補助金額２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（Ａ）３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（Ｂ）４　補助金返還相当額（Ｂ－Ａ）（注）１　別紙として積算の内訳を添えてください。　　　２　課税事業者であっても、単純に補助金の８パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対　　　　象額ではありません。第９号様式（第13条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業繰越承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について、下記の理由により年度内（最終年度内）に完了しないことから、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第13条第１項の規定により、繰越施行の承認を申請します。記１　事業計画名　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助金交付決定額等（１）補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（２）概算払受領済額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）（３）繰越額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）３　繰越の理由及び内容４　事業実施期間（１）変更前　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日（２）変更後　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日第10号様式（第13条関係）高知県指令　　高　　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業繰越承認（不承認）確定通知書　　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました補助事業の繰越施行については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第13条第２項の規定により、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。　平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　印記補助金交付決定額　 金　　　　　　　　　　　　　　円概算払受領済額　 　金 　　 　　　　　　　　　 円繰越額 　　金　　　　　　　　　　　　　　円第11号様式（第14条関係）高知県指令　　高　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る確定通知書　　平成　　年　　月　　日付けで報告のありました補助事業については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知します。　平成　年　月　日高知県知事　　　　　印記　１　補助金交付決定額 　　　円（税抜き）　２　補助事業に要した経費 　　　円（税込み）　３　補助金確定額 　　　円（税抜き）　４　概算払済額 　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）　５　精算額 　　　円（税抜き）第12号様式（第16条関係）補助事業者名：平成　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る取得財産等管理台帳（取得財産等明細書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 財産名 | 数量 | 単価（円）（税抜き） | 金額（円）（税抜き） | 取得年月日 | 保管場所（所在地） | 耐用年数（処分制限期間） | 備　　考 |
| 機械装置費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 土地 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建物及びその附属設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 無体財産権（知的財産権等を他社から取得した場合） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 試作開発の成果（試作品等）※効用の増加を含む。 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第16条に定める財産とします。　　　２　効用の増加とは、本事業の成果（試作品等）を製作するに当たり使用した補助対象物件について、構成要素として利用した原材料費、機械装置費、外注加工費、委託費等の購入価格の合計が50万円（税抜き）以上となる場合のことです。第13号様式（第17条関係）平成　　年　　月　　日※処分希望日より前の日付を記載高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る財産処分承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業により取得した（取得予定の）財産を下記のとおり処分したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第17条第１項の規定により、承認を申請します。記　１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助対象財産３　財産処分の種類（該当するものに○）　（　転用　有償譲渡　有償貸付　無償譲渡　無償貸付　交換　抵当権の設定　取壊し又は廃棄　）４　経緯及び処分の理由　　　５　処分の概要　　　別紙参照６　承認条件としての納付金（該当するものに○）（　有　・　無　）　　　※理由：　７　添付資料・対象施設の図面（補助対象部分、面積）、写真等　（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| ①補助事業者等の名称 |  |
| ②間接補助事業者等※間接補助事業等の場合のみ |  |
| ③施設名 |  |
| ④所在地 |  |
| ⑤施設（設備）種別 |  |
| ⑥建物構造 | 造 |
| ⑦建物延面積（うち処分に係る建物延面積） | ㎡　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡　） |
| ⑧定員 | 人 |
| ⑨補助等相当額（うち処分に係る部分の額） | 円　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　） |
| ⑩補助等年月日 |  |
| ⑪処分制限期間 | 年 |
| ⑫経過年数 | 年 |
| ⑬処分の内容 |  |
| ⑭処分予定年月日 |  |
| ⑮譲渡予定額※譲渡のみ | 円 |
| ⑯評価額 | 円 |
| ⑰評価額の算定方法（いずれかに○） | 定率法　　・　　定額法　　・　　不動産鑑定額 |
| ⑱その他 |  |

※該当する項目のみ記入してください。第14号様式（第20条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る実施状況報告書　　事業計画名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）当該補助事業に関し、平成 年度の事業化状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第20条第１項の規定により、下記のとおり報告します。記　１　現在の取組状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 補助金交付申請時 | 現在 |
| 資本金 | 万円 | 万円 |
| 従業員　＜内訳＞ | 人　　正社員　　　　　　人　　パート　　　　　　人　（役員　　　　　　　人） | 人正社員　　　　　　人　パート　　　　　　人　（役員　　　　　　　人）　 |
| 売上高　うち、補助事業に係る売上高 | 万円万円 | 万円万円 |
| 以下は、別表第１に定める補助事業①（試作開発準備事業）、⑧及び⑨（設備投資関係）は不要２　知的財産権等の取得状況等報告（該当する場合記入）　　（１）件　数　　※報告対象年度毎の出願・取得年数ではなく、交付決定から報告対象年度終了時点までに出願中・取得済みの全件数を記入　　　①　出 願 中　　　　件②　取得済み　　　　件　　（２）　内　容　　※（１）の件数ごとに記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 出願日 |  | 出願番号 |  |
| 出願人 |  | 審査請求日 |  | 登録番号 |  |
| 技術内容 |  |
| 備考 |  |

　（注）１　種類欄には、特許権・実用新案権・意匠権・著作権（著作権のうちプログラム著作権の場合は「著作権Ｐ」とす　　　　　　　る。）等の種類を記入してください。　　　　２　外国特許の場合は、種類の先頭に出願国（ＰＣＴルールに準拠したアルファベット２文字の国名表記とする。）を記入　　　　　　してください。　　　　３　備考欄には、知的財産権等の取得に係る最新状況や、譲渡及び実施権設定の場合は、相手先（名称、住所及び電話）及　　　　　び条件（契約日、契約期間及び金額等）を具体的に記入してください。 |

３　事業化報告（試作開発を行った場合記入）　（１）補助事業の実施成果の事業化（　有　・　無　）　　①　継続試作開発の状況※“無”を選択した事業者は、継続試作開発の成果、事業化の見通し等について記入してください。　　②　事業化の状況　※“有”を選択した事業者は、以下のいずれかに☑を付してください。　　　　　**□**　第１段階：　製品の販売活動に関する宣伝等を行っている　　　　　**□**　第２段階：　注文（契約）が取れている　　　　　**□**　第３段階：　製品が１つ以上販売されている　　　　　**□**　第４段階：　継続的に販売実績はあるが利益は上がっていない　　　　　**□**　第５段階：　継続的に販売実績があり利益が上がっている　　③　収益納付の確認（上記第３段階及び第５段階の場合、別添収益状況確認票を提出してください。）別添収益状況確認票補助事業に係る試作機の販売及び事業化した製品による収益額（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業に要した経費 | 補助金確定額 | 補助事業に係る本年度売上額 | 補助事業に係る本年度収益額 | 控除額(A)のうち自己負担額×1/5 | 本年度までの補助事業に係る支出額 | 基準納付額((C)-(D))×(B)÷(E) | 前年度までの補助事業に係る高知県への累積納付額 | 本年度納付額 | 備　考 |
| (A) | (B) |  | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　(C)は、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、当該会計年度以前の収入額を加算した額とします。）から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額を記入してください。２　(D)は、(A)のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額の５分の１を記入してください。３　(E)は、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての補助金及び自己負担金を記入してください。４　(F)は、(C)から(D)を差し引いた額に、(B)を乗じ、(E)で除した額を記入してください。５　(G)は、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額を記入してください。６　(H)は、(F)と(G)との合計額が(B)を超えない場合は、(F)の金額を記入してください。また、(F)と(G)との合計額が(B)を超える場合は、(B)から(G)を差し引いた残額を記入してください。　次に掲げる事項に該当する場合は、次の表に従って記入し、「補助事業に係る本年度収益額」を算出してください。・補助事業の成果に基づく試作品又は製品の販売又は譲渡があった場合・補助事業の成果に基づき取得した特許権、実用新案権若しくは意匠権の譲渡又は実施権の設定があった場合

|  |
| --- |
|  |
| 製品の名称（※１） | 販売金額（※２） | １個当たり原価（※３） | 販売数量（※４） | 販売原価（※５） | 補助事業に係る本年度収益額（※６） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（※１）知的財産権の譲渡又は実施権の設定及び成果の他への供与を含みます。（※２）試作品等の販売による年間の売上額（※３）次頁「原価計算書」により算出（※４）製品の年間の販売数量（※５）「１個当たり原価」×「販売数量」で算出（※６）「販売金額」－「販売原価」で算出（注）上記を証明するために、製品の種類ごとにその原価を、次頁に示す「当該事業の原価算出表」を作成して算出するとともに、当該期の損益計算書を添えてください。＜当該事業の原価算出表＞（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 当該事業の原価 | 原価総額 | 当該事業の原価算出根拠 |
| Ａ　原材料費①期首棚卸高②当期仕入高③期末棚卸高 |  |  |  |
| ④当期原材料費（①＋②－③）計 |  |  |  |
| Ｂ　外注加工費 |  |  |  |
| Ｃ　労務費①基本給②諸手当、福利厚生費 |  |  |  |
| ③当期労務費（①＋②）　　　計 |  |  |  |
| Ｄ　工場経費①電力費②燃料費③修繕費④消耗品費⑤保険料⑥減価償却費⑦その他の経費 |  |  |  |
| ⑧工場経費（①～⑦）　　　　計 |  |  |  |
| Ｅ　当期製造費用（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ） |  |  |  |
| Ｆ　期首仕掛品棚卸高 |  |  |  |
| Ｇ　期末仕掛品棚卸高 |  |  |  |
| Ｈ　当期製品製造原価（（Ｅ＋Ｆ）－Ｇ） |  |  |  |
| Ｉ　販売費及び一般管理費 |  |  |  |
| Ｊ　総原価（Ｈ＋Ｉ） |  |  |  |
| Ｋ　総製造数量 |  |  |
| Ｌ　一個当たり原価（Ｊ÷Ｋ） |  |

（注）原価算出根拠は具体的に記入してください。 |

 | 高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱（趣旨）第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県ものづくり産業強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。（１）「中小企業者」とは、県内に生産拠点を有する者であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第２条に規定する中小企業者である者をいう。（２）「中小企業者等」とは、第１号に定める中小企業者の他に、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含むものとする。（３）「事業者」とは、第１号に定める中小企業者の他に、県内に生産拠点を有する者であって、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に掲げる会社を含むものとする。（４）「研究会発事業化プラン」とは、今後の成長が期待される分野での事業化を短期間で実現するとともに、成長産業をけん引する企業の実現を図るため、高知県成長分野育成支援研究会で研究会発事業として認定された事業化プランをいう。（５）「成長支援プラン」とは、高知県成長分野育成支援研究会で「研究会発事業」として事業プランが認められた中小企業者等のうち、成長分野育成支援研究会発事業化プラン認定審査会でトップランナー事業として認定された成長支援プランをいう。（６）「製造業」とは、日本標準産業分類の大分類に規定する製造業をいう。（補助の目的）第３条　県は、県内企業の事業活動における事業化プランづくりから試作機開発、販路開拓、設備投資などの各段階において必要となる費用の一部を助成することにより、企業のものづくりに対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的として、次条に規定する補助対象事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。（補助事業者、補助事業、補助要件、補助対象経費及び補助率等）第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助要件、補助対象経費及び補助率等については、別表第１に定めるとおりとする。２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（補助金の交付の申請）第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。（補助金の交付の決定）第６条　知事は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第２号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第９条第４項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。２　知事は、前条第２項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。３　知事は、第１項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。（補助の条件）第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。（１）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。（３）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。　（補助金の交付の申請の取下げ）第８条　補助事業者は、第６条第１項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。（補助事業の変更等）第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第３号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。（１）交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。（２）補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を交付決定額の20パーセントを上回る減額をしようとするとき及び経費区分の相互間で20パーセントを上回る変更をしようとするとき。（３）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。ア　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合イ　補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合２　別表第１で定める事業体において、複数の者が補助金の交付を受ける場合は、交付を受ける者ごとに第１項第１号の規定を適用するものとする。３　補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第３号様式の２による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。４　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとする場合は、あらかじめ別記３号様式の３による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。５　知事は、第１項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき、又は第３項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第４号様式による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。６　知事は、第１項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。（状況報告）第10条　複数年度にまたがる事業を行う者は、当該年度の３月末の状況を翌年度の４月10日までに別記第５号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに別記第５号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。（補助金の概算払）第11条　別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）及び９設備投資促進事業（特別型）については、補助金の概算払をすることができる。２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第６号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。３　前項の規定により概算払を受けることができる金額は、取得等を完了し支払いを行った補助事業に係る補助対象経費に対する補助金額の70パーセントを上限とする。４　知事は、別記第６号様式による概算払請求書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めた場合は、補助金の概算払を行うことができる。（実績報告等）第12条　補助事業者は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の翌日から起算して30日を経過した日までに、別記第７号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。２　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。３　補助事業者は、第５条第２項ただし書の規定により交付申請した場合は、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第８号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。（繰越承認申請）第13条　補助事業が年度内（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内）に完了しないと見込まれる場合にあっては、別記第９号様式による繰越承認申請書を当該年度の12月15日（複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度の12月15日）までに知事に提出しなければならない。２　知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、別記第10号様式による繰越承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。（補助金の額の確定）第14条　知事は、第12条第１項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第４項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第11号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。（補助金の支払）第15条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。（財産の管理等）第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び試作開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。）については、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。（財産の処分の制限）第17条　補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第13号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。２　知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。（補助金の交付の決定の取消し）第18条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第２のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（１）法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合（２）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合（３）補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合（４）研究会発事業化プラン及び成長支援プランの認定が取り消された場合（５）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合（補助金の返還）第19条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。（成果の取りまとめ）第20条　知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間、別記第14号様式による実施状況報告書の提出を求めることができる。２　知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。３　知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。（収益納付）第21条　知事は、前条第１項の実施状況報告書により、補助事業者が補助事業（別表第１に定める補助事業８設備投資促進事業（標準型）及び９設備投資促進事業（特別型）を除く。）の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。（補助事業の経理等）第22条　補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。２　補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後５年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。（情報の開示）第23条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。（グリーン購入）第24条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。（委任）第25条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。附則　１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。２　この要綱は、「高知県ものづくり地産地消・外商推進事業費補助金」、「高知県研究会発事業化支援事業費補助金」及び「高知県設備投資促進事業費補助金」を統合した補助金について定める。　　統合前の補助金で、平成27年３月31日までに交付決定され、平成27年４月１日以降にわたって実施期間を定めているものについては、本要綱で補助金名称を読み替えることとする。　３　この要綱は、平成30年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第３項、第16条から第23条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第１（第４条関係）【Ⅰ　プラン策定・事前調査段階及びⅡ　試作開発･商品開発段階抜粋】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 補助対象事業（事業区分） | 補助事業者 | 補助要件 | 経費区分 | 種別(費目） | 補助対象経費の内訳 | 補助率及び補助限度額 |
| Ⅰ　プラン策定・事前調査段階 | **１　試作開発準備事業 製品の構想段階から基本設計までの取組を行う事業** | 県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。） | ・県内の事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼としての経費 | 【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：100万円 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 調査検討費 | 企画段階から試作開発段階に進むか否かを判断するために必要な次に掲げる経費【原材料費及び消耗品費】原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費【装置･工具器具類購入費】機械装置その他備品の製作、購入又は改造に要する経費【調査事務費】会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） |
| 委託費 | 企画段階から試作開発の段階に進むか否かを判断するために必要な委託調査に要する経費 |
| Ⅱ　試作開発･商品開発段階 | **２　新商品･新役務開発事業(1)新商品・新役務の開発研究に　 関する事業ア 新商品の商品化及び新役務の　 ための開発設計事業イ 新商品の商品化のための設備　 の運転研究事業(2)新商品の事業化に関する事業ア 新商品のための試作及び改良イ 商品化された新商品のデザイ　 ン等の改善事業ウ 商品化された新商品及び新役　 務の求評事業(3) 研究会発事業化プランの実****施に必要な経営及び技術に関****する研修等であって、構成員****及びその後継者並びに従業員****等を対象とするもの(4)(1)から(3)のほか、研究会発　 事業化プランの実施に必要な　 新商品及び新役務の開発事業　 として知事が適当であると認　 めた事業** | 事業化プランが認められた中小企業者等又はこれらの者が複数で連携する事業体 |  | 事業費 | 謝金 | 委員謝金、専門家謝金及び実習企業謝金 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：400万円（６とあわせて）【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：300万円（６とあわせて） |
| 旅費 | 委員旅費、専門家旅費、職員旅費及び研修旅費 |
| 研究開発事業費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、産業財産権等の権利取得に要する経費、外注費、技術コンサルタント料及び構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 |
| 庁費 | 会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料及び受講料 |
| 委託費 | 研究会発事業費及び人材育成事業費の一部を委託する経費(注１)上限は、原則補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注２)委託契約を締結することを必要とする。 |
| **３　試作開発事業 新たな製品開発に取り組む事業** | 県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は個別事業者が複数で連携する事業体（「事業体」という。） | ・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 機械設備費 | 機械装置費 | 機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円 |
| 構築物費 | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(注)補助対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限る。 |
| 労務費 | 直接人件費 | 試作開発に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費(注)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 |
| 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 原材料費 | 原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 |
| 外注加工費 | 原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 |
| その他調査事務費 | 会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円 |
| 特許等取得費 | 特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等）(注１) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。(注２) 上限は、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。 |
| 委託費 | 支援機関に試作開発の一部や性能評価等を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)上限は、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３)委託契約を締結することを必要とする。 |

 |
|  |
| 　 | 補助対象事業（事業区分） | 補助事業者 | 補助要件 | 経費区分 | 種別(費目） | 補助対象経費の内訳 | 補助率及び補助限度額 |
| Ⅱ　試作開発･商品開発段階 | **４　製品改良事業（国内向け）自社製品を商品化するための改良に取り組む事業** | 県内に本社若しくは主たる事業所を有する単独の中小企業者（「個別事業者」という。）又は個別事業者が複数で連携する事業体（「事業体」という。） | ・事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかを有すること。 | 機器設備費 | 機械装置費 | 機械装置又は工具若しくは器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円※１事業につき、補助限度額に達するまで何度でも申請することができる。 |
| 労務費 | 直接人件費 | 製品改良に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の試作開発業務時間に対応する人件費(注)人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 |
| 事業費 | 謝金 | 指導、助言等を受けるために招へいした専門家に謝礼としての支払に要する経費 |
| 旅費 | 社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 |
| 原材料費 | 原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費 |
| 外注加工費 | 原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 |
| **５　製品改良事業（海外向け）自社製品を海外に向けて商品化するための改良に取り組む事業** | ﾃｽﾄ用機械装置製造費 | 完成した試作機（以下「試験機」という。）の実証テストや、複数個所で磨き上げを行うための試験機を製造するために必要な材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費(注)外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 | 【事業体】補助率：３分の２以内補助限度額：1,350万円【個別事業者】補助率：２分の１以内補助限度額：1,000万円※１事業につき、補助限度額に達するまで何度でも申請することができる。 |
| その他調査事務費 | 会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費（機械装置等の据付け、土地借上げ料等） |
| 特許等取得費 | 特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等）(注１) 試作開発と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。(注２) 上限は、補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３) 審査請求書など特許庁に支払う経費は対象外とする。 |
| 委託費 | 支援機関に試作開発の一部や性能評価等を委託する場合の経費(注１)支援機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。(注２)上限は、原則補助対象経費総額の３分の１を超えない額とする。(注３)委託契約を締結することを必要とする。 |

別表第２（第６条、第７条、第19条関係）１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下｢暴排条例｣という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。４　暴力団員がその事業活動を支配しているとき。５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１号様式（第５条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助金交付申請書　　高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第５条第１項の規定により、上記補助金の交付について下記のとおり、関係書類を添えて申請します。記１　事業計画名　（30字程度）２　補助事業に要する経費等（１）補助事業に要する経費 円（税込み）（２）補助対象経費 円（税抜き）（３）補助金交付申請額 円（税抜き）（４）既補助金交付済額　　　　　　　　　　　 　　　 円（税抜き）（該当する場合に記入して下さい）３　補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分　　別紙「補助事業計画書」のとおり４　事業実施期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日５　添付書類（１）補助事業計画書（別紙）（２）会社パンフレット（３）定款又は登記事項証明書（４）直近２期分の決算書（貸借対照表、損益計算書等）（５）直近１年について国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書（６）積算根拠資料（見積書等）（７）委任状（別表第１に定める補助対象事業３、４及び５において事業体で申請する場合のみ）（８）（１）から（７）までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類第１号様式の別紙補助事業計画書**（１）申請者の概要等**　※事業体で申請を行う場合、本ページを複製して、申請者ごとについて記入してください。

|  |
| --- |
| １　申請者の概要 |
|  |

|  |
| --- |
| 企業名： |
| 代表者の役職及び氏名： |
| 住　所：（〒　　　－　　　）生産機能の有無：（有・無）（注）事業所に製造、加工、組立又は検査の工程のいずれかがあるときは、有に○を付けてください。 |
| 補助事業の実施が本社の所在地と異なる場合の実施場所住　所：（〒　　　－　　　） |
| 電話番号： | FAX番号： |
| 担当者の役職、氏名及び電話番号： |
| 担当者のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ： |
| 資本金（出資金） | 千円 | 設立日 | 年　月　日 |
| 従業員数 | 人（　年　月　日時点） | 従業員数の内訳 | 正社員　　　　　人 |
| パート　　　　　人 |
| （役員　　　　　人） |
| 主たる業種（日本標準産業分類、中分類）： |
| 主要製造品名： |

 |  |
| ２　経営状況表　※直近２期分の実績を記入してください。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成　年度（平成　年　月決算） | 平成　年度（平成　年　月決算） |
| 売上高 | 百万円 | 百万円 |
| 経常利益 | 百万円 | 百万円 |
| 当期利益 | 百万円 | 百万円 |

 |  |
|  |  |  |

**（２）事業区分**　※以下のいずれかに☑をし、該当する項目に○を付してください。

|  |
| --- |
| １　プラン策定・事前調査段階　□　試作開発準備事業　 取組分野：農業・林業・水産業・食品加工・機械金属・防災・その他（　　　　） |
| ２　試作開発・商品開発段階　□　新商品・新役務開発事業　□　試作開発事業　　　 取組分野：農業・林業・水産業・食品加工・機械金属・防災・その他（　　　　）　□　製品改良事業（国内向け・海外向け）　 |
| ３　販路開拓・拡大段階　□　販路開拓・人材育成事業 |
| ４　設備投資段階　□　生産設備等導入事業（成長分野）　□　設備投資促進事業（標準型・特別型）　　　⇒概算払希望（有（　　　千円）・無）　※概算払を希望する場合は、希望金額を記入してください。　　　⇒高知県民間活力津波避難施設整備促進事業費補助金との併用（新規雇用あり・新規雇用なし） |

**（３）事業計画****（事業計画名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

|  |
| --- |
| １　事業の概要（150字程度）２　事業の背景及び現場の課題　※今回の取組に至った背景及び現在の課題について記入してください。３　事業の内容及び目的、将来の展望等４　市場の動向　①　市場の現状、市場ニーズ、市場規模等　②　競合他社の状況（機能、価格等の比較）５　販売方針　①　顧客　②　販売体制、販売方法等　③　売上目標　④　販売予定価格６　実施体制図及び役割分担　※関係者が、どのような役割を担うのかを実施体制図上で簡潔に示してください。また、支援機関等からの技術指導を受ける場合　　も記入してください。７　スケジュール８　知的財産　※特許申請状況や関連特許出願状況があれば記入してください。９　期待される効果 |

（注）１　項目内容が記載されている計画書であれば様式は問いません。　　　２　必要に応じて図表等を用い具体的に記入してください。**（４）経費明細表**＜経費明細総括表＞　　※事業体で申請しない場合、総括表を削除してください。（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者名 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
| ＜代表者＞　　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| ＜連携者１＞　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| ＜連携者２＞　　　　　補助事業者名 |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（注）各補助事業者の経費明細表の合計と一致するように記入してください。＜経費明細表＞※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| （事業者名：　　　　　　　　　　） | 　（単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（A.税込み） |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付申請額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。**（５）資金調達内訳**※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜事業全体に要する経費調達一覧＞ |  | ＜補助金相当額の手当方法＞ |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |  | 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |  | 自己資金 |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |  | 借　入　金 |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |  | そ　の　他 |  |  |
| その他（税込み） |  |  |  | 合　計　額 |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |  |  |  |  |

（注）補助金の支払は、原則として事業終了後の精算払となりますので、事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。第２号様式（第６条関係）高知県指令　　高　　第　　号平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助金交付決定通知書様　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました上記補助金については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　記補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　　　第３号様式（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業の計画変更承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知のありました補助事業の計画（事業内容・経費明細）を下記のとおり変更したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　変更の理由及び内容※変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。３　変更により見込まれる効果　４　変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額　　別紙（新旧対比表）のとおり第３号様式の別紙（新旧対比表）**（１）補助事業計画変更経費明細**

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細表＞　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。**（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 変更前（交付決定額） | 変更後 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金交付決定額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） | （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　経費内訳等必要な資料は別途添えてください。**（２）資金調達内訳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＜事業全体に要する経費調達一覧＞ |  | ＜補助金相当額の手当方法＞ |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |  | 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |  | 自己資金 |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |  | 借　入　金 |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |  | そ　の　他 |  |  |
| その他（税込み） |  |  |  | 合　計　額 |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |  |  |  |  |

第３号様式の２（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業中止（廃止）承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　中止（廃止）の理由３　中止の期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日第３号様式の３（第９条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業承継承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記のとおり他に承継させたいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により承認されるよう申請します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　承継の内容３　承継の理由４　承継者の氏名及び住所５　承継に伴い補助事業の実施体制、内容等で変更する事項６　添付資料　（１）承継に関する当事者の契約書案の写し　（２）承継者の経歴及び状況を示す事業概要書（申請者の概要書及びパンフレット等）　（３）承継者の誓約書（別紙）　（４）承継者の登記事項証明書　（５）承継者の決算関係書類（直近２年分）第３号様式の３の別紙誓　　約　　書　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました平成　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金に係る下記の補助事業の承継に関し、被承継者が高知県に対して有する一切の権利義務を平成　年　月　日付で承継し、当該補助事業を責任を持って続行し、その成果の事業化に努めることを誓約します。記１　事業計画名　　※補金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　承継の内容３　承継の理由４　被承継者の氏名及び住所第４号様式（第９条関係）高知県指令　　高　　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業の計画変更等承認（不承認）通知書　　平成　　年　　月　　日付けで承認申請のありました補助事業の計画変更（中止・廃止）については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第９条第５項の規定により、これを承認（不承認）することとしたので通知します。　平成　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知県知事　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　記既交付決定額（Ａ）　　金　　　　　　　　　　　　　　円変更交付決定額（Ｂ）　　金　　　　　　　　　　　　　　円差額（Ｂ）―（Ａ）　　　金　　　　　　　　　　　　　　円第５号様式（第10条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業遂行状況報告書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の遂行状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。記１　事業計画名※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助事業の実施状況　※具体的に記述してください。また、当初のスケジュールに対して遅延しているか否かについて記述してください。遅延している場　　合は、その理由を記述してください。３　経費の支出状況　　別紙のとおり第５号様式及び第６号様式の別紙経費支出明細表

|  |
| --- |
| **＜支払済み経費明細表＞**　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。 |
| **（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 補助金交付決定額 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（Ａ：税込み） |
| 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」欄は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。

|  |
| --- |
| **＜支払予定経費明細表＞**　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。 |
| **（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 補助金交付決定額 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | 積算基礎（Ａ：税込み） |
| 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| （税込み） | （税抜き） | （税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　「積算基礎」欄は、「補助事業に要する経費（税込み）」について単価や数量等の経費の内訳を明確に記入してください。第６号様式（第11条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（設備投資促進事業）に係る概算払請求書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業の遂行状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第11条第２項の規定により下記のとおり請求します。記　１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。　２　補助金概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　３　請求金額内容　　　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　　　今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　　　残　　　　　　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）　４　経費の支出状況　　　別紙のとおり　５　概算払を必要とする理由　　６．添付書類　　（１）契約書又は発注書の写し等　　（２）納品書、土地登記事項証明書又は建物引渡し証明書の写し等　　（３）支払関係証拠書類（請求書及び領収書又は銀行振込納付書等）第７号様式（第12条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業実績報告書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了（廃止・中止）したので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第12条第１項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。記１　事業計画名　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助金交付決定額等（１）補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（２）概算払受領済額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）（３）補助事業に要した経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税込み）（４）補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（５）補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）３　補助事業実施期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日４　事業の実績報告　　別紙のとおり５　添付書類　（１）第16条に規定する取得財産等管理台帳（第12号様式）（２）委任状（別表第１に定める補助対象事業３、４及び５において事業体で報告する場合のみ）　（３）（１）から（２）に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類第７号様式の別紙**（１）経費支出明細**

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細総括表＞　※事業体で申請しない場合、総括表を削除してください。 | （単位：円） |
| 申請者名 | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金交付決定額（税抜き） | 補助事業に要した経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金の額（税抜き） |
| ＜代表者＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| ＜連携者１＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| ＜連携者２＞　補助事業者名 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）各補助事業者の経費明細表の合計と一致するように記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜経費明細表＞　　　※事業体で申請する場合、事業者ごとに作成してください。**（事業者名：　　　　　　　　　　）** | （単位：円） |
| 事業区分 | 経費区分 | 種別 | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 | Ａ | Ｂ | Ｂ×補助率 |
| 補助事業に要する経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金交付決定額（税抜き） | 補助事業に要した経費（税込み） | 補助対象経費（税抜き） | 補助金の額（税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

（注）１　別表第１に定める事業区分、経費区分、種別に応じて記入してください。また、事業区分、経費区分ごとに小計を記入してください。　　　２　経費内訳等必要な資料は別途添えてください。**（２）資金調達内訳**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 事業に要する経費（円） | 資金の調達先 |
| 自己資金（税込み） |  |  |
| 補助金（税抜き） |  |  |
| 借入金（税込み） |  |  |
| その他（税込み） |  |  |
| 合計額（税込み） |  |  |

第８号様式（第12条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書　　高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第12条第３項の規定により、下記のとおり報告します。記１　補助金額２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（Ａ）３　消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（Ｂ）４　補助金返還相当額（Ｂ－Ａ）（注）１　別紙として積算の内訳を添えてください。　　　２　課税事業者であっても、単純に補助金の８パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対　　　　象額ではありません。第９号様式（第13条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業繰越承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業について、下記の理由により年度内（最終年度内）に完了しないことから、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第13条第１項の規定により、繰越施行の承認を申請します。記１　事業計画名　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　補助金交付決定額等（１）補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（２）概算払受領済額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）（３）繰越額　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）３　繰越の理由及び内容４　事業実施期間（１）変更前　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日（２）変更後　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日第10号様式（第13条関係）高知県指令　　高　　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る補助事業繰越承認（不承認）確定通知書　　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました補助事業の繰越施行については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第13条第２項の規定により、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。　平成　　年　　月　　日高知県知事　　　　印記補助金交付決定額　 金　　　　　　　　　　　　　　円概算払受領済額　 　金 　　 　　　　　　　　　 円繰越額 　　金　　　　　　　　　　　　　　円第11号様式（第14条関係）高知県指令　　高　第　　号様平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る確定通知書　　平成　　年　　月　　日付けで報告のありました補助事業については、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定しましたので、通知します。　平成　年　月　日高知県知事　　　　　印記　１　補助金交付決定額 　　　円（税抜き）　２　補助事業に要した経費 　　　円（税込み）　３　補助金確定額 　　　円（税抜き）　４　概算払済額 　　　円（税抜き）（該当する場合にのみ記入して下さい）　５　精算額 　　　円（税抜き）第12号様式（第16条関係）補助事業者名：平成　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る取得財産等管理台帳（取得財産等明細書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 財産名 | 数量 | 単価（円）（税抜き） | 金額（円）（税抜き） | 取得年月日 | 保管場所（所在地） | 耐用年数（処分制限期間） | 備　　考 |
| 機械装置費 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 土地 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建物及びその附属設備 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 無体財産権（知的財産権等を他社から取得した場合） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 試作開発の成果（試作品等）※効用の増加を含む。 |  |  |  |  |  |  |  | ・無償譲渡、無償貸与、無償供与 |

（注）１　対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第16条に定める財産とします。　　　２　試作開発の成果（試作品等）を無償譲渡・無償貸与・無償供与した場合は、その試作品等ごとに、保管場所欄に譲渡・貸与・供与先を記入し、備考欄のいずれかに○印、日付、試作品等相手先の名称、その相手先からの成果受領書の番号（どの試作品等に対する成果受領書なのか分かる番号）を記入してください。　　　３　効用の増加とは、本事業の成果（試作品等）を製作するに当たり使用した補助対象物件について、構成要素として利用した原材料費、機械装置費、外注加工費、委託費等の購入価格の合計が50万円（税抜き）以上となる場合のことです。第13号様式（第17条関係）平成　　年　　月　　日※処分希望日より前の日付を記載高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る財産処分承認申請書　　平成 年 月 日付け　　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第17条第１項の規定により、承認を申請します。記　１　事業計画名　　※補助金交付申請書と同じ事業計画名を記入してください。２　取得財産の品目及び取得年月日　　　品　　　目　： 　　　取得年月日　：　　　年　　　月　　　日　３　取得価格及び時価　　　取得価格　　　 　　　　　　　　　円（税抜き）　　　　※補助金で購入した処分する機械・設備の金額を記入してください。　　　時　　価　　　　　　　　　　　　 円（税抜き）　　　　※残存簿価相当額（または収益額、鑑定額）を記入してください。　４　処分の方法　　　５　処分の理由　第14号様式（第20条関係）平成　　年　　月　　日高知県知事　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　申請者住所（郵便番号及び本社所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名（代表者の役職及び氏名）　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※事業体で申請を行う場合は連名平成　　年度高知県ものづくり産業強化事業費補助金（事業区分）に係る実施状況報告書　　事業計画名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）当該補助事業に関し、平成 年度の事業化状況について、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱第20条第１項の規定により、下記のとおり報告します。記　１　現在の取組状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 補助金交付申請時 | 現在 |
| 資本金 | 万円 | 万円 |
| 従業員　＜内訳＞ | 人　　正社員　　　　　　人　　パート　　　　　　人　（役員　　　　　　　人） | 人正社員　　　　　　人　パート　　　　　　人　（役員　　　　　　　人）　 |
| 売上高　うち、補助事業に係る売上高 | 万円万円 | 万円万円 |
| 以下は、別表第１に定める補助事業⑧及び⑨（設備投資関係）は不要２　知的財産権等の取得状況等報告（該当する場合記入）　　（１）件　数　　※報告対象年度毎の出願・取得年数ではなく、交付決定から報告対象年度終了時点までに出願中・取得済みの全件数を記入　　　①　出 願 中　　　　件②　取得済み　　　　件　　（２）　内　容　　※（１）の件数ごとに記入してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | 出願日 |  | 出願番号 |  |
| 出願人 |  | 審査請求日 |  | 登録番号 |  |
| 技術内容 |  |
| 備考 |  |

　（注）１　種類欄には、特許権・実用新案権・意匠権・著作権（著作権のうちプログラム著作権の場合は「著作権Ｐ」とす　　　　　　　る。）等の種類を記入してください。　　　　２　外国特許の場合は、種類の先頭に出願国（ＰＣＴルールに準拠したアルファベット２文字の国名表記とする。）を記入　　　　　　してください。　　　　３　備考欄には、知的財産権等の取得に係る最新状況や、譲渡及び実施権設定の場合は、相手先（名称、住所及び電話）及　　　　　び条件（契約日、契約期間及び金額等）を具体的に記入してください。 |

３　事業化報告（試作開発を行った場合記入）　（１）補助事業の実施成果の事業化（　有　・　無　）　　①　継続試作開発の状況※“無”を選択した事業者は、継続試作開発の成果、事業化の見通し等について記入してください。　　②　事業化の状況　※“有”を選択した事業者は、以下のいずれかに☑を付してください。　　　　　**□**　第１段階：　製品が販売活動に関する宣伝等を行っている　　　　　**□**　第２段階：　注文（契約）が取れている　　　　　**□**　第３段階：　製品が１つ以上販売されている　　　　　**□**　第４段階：　継続的に販売実績はあるが利益は上がっていない　　　　　**□**　第５段階：　継続的に販売実績があり利益が上がっている　　③　収益納付の確認（上記第３段階及び第５段階の場合、別添収益状況確認票を提出してください。）別添収益状況確認票補助事業に係る試作機の販売及び事業化した製品による収益額（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業に要した経費 | 補助金確定額 | 補助事業に係る本年度売上額 | 補助事業に係る本年度収益額 | 控除額 | 本年度までの補助事業に係る支出額 | 基準納付額 | 前年度までの補助事業に係る高知県地域事務局への累積納付額 | 本年度納付額 | 備　考 |
|  | (A) |  | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　次に掲げる事項に該当する場合は、次の表に従って記入し、「補助事業に係る本年度収益額」を算出してください。・補助事業の成果に基づく試作品又は製品の販売又は譲渡があった場合・補助事業の成果に基づき取得した特許権、実用新案権若しくは意匠権の譲渡又は実施権の設定があった場合

|  |
| --- |
|  |
| 製品の名称（※１） | 販売金額（※２） | １個当たり原価（※３） | 販売数量（※４） | 販売原価（※５） | 補助事業に係る本年度収益額（※６） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（※１）知的財産権の譲渡又は実施権の設定及び成果の他への供与を含みます。（※２）試作品等の販売による年間の売上額（※３）次頁「原価計算書」により算出（※４）製品の年間の販売数量（※５）「１個当たり原価」×「販売数量」で算出（※６）「販売金額」－「販売原価」で算出（注）上記を証明するために、製品の種類ごとにその原価を、次頁に示す「当該事業の原価算出表」を作成して算出するとともに、当該期の損益計算書を添えてください。＜当該事業の原価算出表＞（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 当該事業の原価 | 原価総額 | 当該事業の原価算出根拠 |
| Ａ　原材料費①期首棚卸高②当期仕入高③期末棚卸高 |  |  |  |
| ④当期原材料費（①＋②－③）計 |  |  |  |
| Ｂ　外注加工費 |  |  |  |
| Ｃ　労務費①基本給②諸手当、福利厚生費 |  |  |  |
| ③当期労務費（①＋②）　　　計 |  |  |  |
| Ｄ　工場経費①電力費②燃料費③修繕費④消耗品費⑤保険料⑥減価償却費⑦その他の経費 |  |  |  |
| ⑧工場経費（①～⑦）　　　　計 |  |  |  |
| Ｅ　当期製造費用（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ） |  |  |  |
| Ｆ　期首仕掛品棚卸高 |  |  |  |
| Ｇ　期末仕掛品棚卸高 |  |  |  |
| Ｈ　当期製品製造原価（（Ｅ＋Ｆ）－Ｇ） |  |  |  |
| Ｉ　販売費及び一般管理費 |  |  |  |
| Ｊ　総原価（Ｈ＋Ｉ） |  |  |  |
| Ｋ　総製造数量 |  |  |
| Ｌ　一個当たり原価（Ｊ÷Ｋ） |  |

（注）原価算出根拠は具体的に記入してください。 |

 |